

インクルーシブ社会実現と ICT 利活用についての調査研究会

**欧米の情報通信アクセシビリティ政策
－歴史を振り返る－**

2023年4月17日

山田 肇

自己紹介

- 東洋大学名誉教授、日本規格協会フェロー、特定非営利活動法人情報通信政策フォーラム（ICPF）理事長等
- 情報アクセシビリティに関する国内・国際標準化に従事。総務省等での情報アクセシビリティ施策の立案について、委員等を務めて貢献してきた
- 高齢社会対応標準化国内委員会委員長として国際標準化に参加している

- 「ドラえもん社会ワールド・情報に強くなろう」を監修



父権主義と共生主義

- パリにあるL'hôtel des Invalides（廃兵院）は傷痍軍人を保護する収容施設
- **父権主義**：強い立場にある者が、弱い立場にある者の利益のためとして、本人の意志は問わずに介入・干渉・支援する考え方
- 廃兵院は絶対王政下での国王の慈悲、すなわち父権主義に基づいて1674年に設立された
- 米国で1918年にSoldiers Rehabilitation Act制定・施行
 - 傷痍軍人に対して治療に加え、職業訓練を提供し、訓練中には生活費を支給
- Civilian Rehabilitation Actを1920年に制定・施行
- **母権主義**：相手に寄り添い同意を得て進む道を決定していく考え方であるが、障害者政策には広く使われている用語（Inclusion）があるので、**共生主義**と表現する

**共生主義へと動き出した時代
(1946年から1981年)**

父権主義が強かった日本

- わが国では日本国憲法が1947年に施行：**すべて国民は、法の下に平等**
- 1949年に身体障害者福祉法が制定され、1950年に施行された
- 身体障害者福祉法は、生活保護法、児童福祉法とともに福祉三法と呼ばれた
- 身体障害者福祉法第22条
 - 公共的施設内で新聞、書籍、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売すると身体障害者が申請したら、設置を許すように努める
- 憲法に関わらず、**わが国障害者政策には父権主義の意識が強かった**

父権主義が強かった欧州、 共生主義の強化に進む米国

- 欧州：1974年に欧州評議会で Social Action Programmeを採択し、これが障害者政策の起点
- しかし、障害者雇用について「**保護された産業に配置することを目的としたパイロット実験の促進**」と記載されるなど、わが国と同様に、父権主義的要素が強かった
- 米国：1950年代から60年代にかけての公民権運動が障害者政策にも影響
- 関連諸法を元に1973年に制定・施行されたRehabilitation Actに、差別禁止を明記する箇条（504条）を追加：**連邦政府機関が実施したプログラム、連邦資金援助を受けたプログラム、連邦での雇用、連邦政府と契約した者について、障害に基づく排除・差別が禁止された**

共生主義へと動き出した国際連合

- 国際連合は1975年に「障害者の権利宣言」を採択
- **障害者は、そのハンディキャップと障害の原因、性質、程度のいかんにかかわらず、同年齢の市民と同一の基本的権利を有する。**このことは、まず第一に、可能な限り通常のかつ十分に満たされた相当の生活を享受する権利を意味する
- 1981年を国際障害者年と宣言し、スローガンとして「完全参加と平等」を掲げた
- ワルトハイム事務総長は「**世界の人びとの関心を、障害者が社会に完全に参加し、融和する権利と機会を享受することに向ける**」と意義を説明
- 障害者が社会に完全に参加し融和する、すなわち、共生が掲げられた

**共生主義への転換が始まった時代
(1982年から2000年)**

日本法に「共生」という単語が

- 身体障害者福祉法を元に1970年に心身障害者対策基本法を制定
- 同法は1993年に障害者基本法に置き換えられ、施行された
 - (目的) 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、**相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する**
- **「共生」という単語が障害者基本法に明記されたことは、特筆に値する**
- 本講演では、以下、わが国の動向の説明は行わない

共生主義へと舵を切った欧州

- 1999年にTreaty of Amsterdam (アムステルダム条約) が発効
- 条約第13条で、**性別、人種・民族、宗教・信条、障害、年齢、性的指向を理由とする差別を解消する適切な措置を欧州連合が取れる旨**を定めた
- アムステルダム条約は、欧州が共生主義に向かったことを示す象徴的な条約
- その後、**欧州は共生主義に立つ政策展開を世界規模で主導する**ようになった

米国のRehabilitation Actと Americans with Disabilities Act

- 1986年にRehabilitation Actに508条を追加：**連邦政府が購入するIT機器やソフトウェア、ウェブサイトは、障害をもつ連邦政府職員や国民にも使えるものでなければならない**
- 1998年の改正によって、連邦政府の調達品が使えない場合には**障害をもつ連邦政府職員や国民が民事訴訟（Civil Action）を提起する権利が認められ、義務規定化**
- **障害者への差別禁止及び障害者が他者と同等に生活を営める機会を保証する公民権法としてAmericans with Disabilities Act（ADA）が1990年に制定・施行**
- **ADAに基づく訴訟の積み重ねで民生市場でも情報アクセシビリティ対応が進捗していった**

障害者政策を進める国際連合

- 1993年に「障害者の権利均等に関する標準規則」を採択
- 標準規則の中のガイドライン：各国は、一般大衆に提供される新しいコンピュータ化された**情報とサービスシステムを最初から障害のある人々が利用しやすいように作成され、または障害のある人々が利用できるように適合したものであることを確保しなければならない**
- 「障害者の権利均等に関する標準規則」が障害者権利条約の制定へと結びつくきっかけ

医学モデルと社会モデル

医学モデルと社会モデル（WHO）

- 1980年に国際疾病分類の補助分類としてICIDHを発表
- **「障害は病気である」という医学モデルがICIDH**
 - 障害という現象を疾病、外傷その他により直接生じた個人的な問題として捉え、専門職による治療が対応の基本
 - 治療の目標は治癒で、治癒が達成できない状態であれば、対象者が社会によりよく適応できるための行動変容が目標
- 2001年にInternational Classification of Functioning, Disability and Health（ICF）を採択
- **ICFは、障害は個人に帰属するものではなく、主に社会環境によって作り出されるものであると捉え、ICIDHを置換**
- **社会生活の全分野に障害者が完全参加するために必要な環境の整備は、社会全体の共同責任と見なされる**

バリアフリー化とユニバーサルデザイン

- 足に障害を持つ人が移動できるように車いすを与えるのは、医学モデルに基づく対応だが、経路に階段があれば車いすでは移動できない
- 階段を使わずに移動できるように社会環境を整備しようというのが、社会モデルに基づく対応
- 社会環境整備には二つの進め方、バリアフリー化とユニバーサルデザインがある
- **障害者が障壁と訴えた環境を一つひとつ改善していくのがバリアフリー化で事後対応**
- **製品やサービスを社会に提供する際には、最初から多様な障害者の利用を想定して設計するという進め方がユニバーサルデザインで事前対応**
- 障害者の権利均等に関する標準規則もユニバーサルデザインを推奨していたことに注意

障害者権利条約の採択（2006年）

共生主義に立つ障害者権利条約

- 国際連合2001年総会は障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）の原案起草委員会設置に合意
- 起草委員会には各国代表に加えて、国際連合が認めた障害者団体の参加も許された
- **当事者の参加は人権条約の歴史で初めての出来事であって、条約原案は障害者の主張を強く反映するものとなった**
- 障害者権利条約は2006年総会で採択され、発効は2008年
- 条約の目的：**全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること**
- すなわち、共生主義に立つ条約

ユニバーサルデザインとアクセシビリティ

- **ユニバーサルデザインの製品、サービス、設備及び施設の利用可能性及び使用を促進すること**（第4条）と規定された
- ユニバーサルデザインに基づいて製品や施設を提供する、つまり、社会生活の全分野に障害者が完全参加するために必要な環境整備を進める社会モデルに基づく政策展開を条約は締結国に要求
- アクセシビリティ（第9条）
- 締約国は、障害者が自立して生活し、及び**生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として**、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信並びに公衆に開放され、又は提供される他の**施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適切な措置をとる**

アクセシビリティ対応の手順と外務省の誤訳

- 施設やサービスが利用できるようにするために**ユニバーサルデザインを求めたうえで、**
- 第9条後段は「この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含む」と追記して**バリアフリー化を容認**
- 外務省は公定訳で「Article 9 Accessibility」を「第九条 施設及びサービス等の利用の容易さ」と翻訳
- **条約が求めるのは他のものと平等に施設やサービスを利用できることであって、容易に利用できることではないので、公定訳は誤訳**

**共生主義が徹底されていった時代
(2001年から2010年)**

加盟国共通のアプローチが模索された欧州

- 2008年に文書Towards an accessible information societyが欧州委員会から欧州議会等に発出された
- **情報通信技術から依然として排除されている多数の欧州市民を考慮して、情報アクセシビリティについて加盟国共通のアプローチを強化する必要がある**
- 文書では欧州連合人口の約15%が障害者。わが国のおよそ二倍の比率なのは、認定基準が緩かったり、自己申告が認められたりする国も存在するため
- 平等に利用できるようにすべき製品・サービスを例示：PCやテレビ等に加えて、オンラインショッピング、現金自動預け払い機や券売機
- 加えて、時代の趨勢を反映して、ウェブアクセシビリティを特記

情報アクセシビリティ対応の義務化に進む欧米

- 欧州委員会からの文書がきっかけで、欧州は2010年代に情報アクセシビリティの義務化へと動いていった
- 欧州各国は2010年に一斉に障害者権利条約を批准し、同年、European Disability Strategy 2010-2020も策定された
- 米国は障害者権利条約を批准していない。条約に定められた締結国への審査に連邦議員が反対し、2012年に上院で否決されたまま
- しかし、障害の社会モデルに力点を置くように、2008年にADAが改正され、実質的には国際整合に向かった
- 情報アクセシビリティ関連では、2001年にRehabilitation Act 508条に基づく公共調達を開始

**情報アクセシビリティの義務化が進んだ時代
(2011年から2020年)**

残存した障壁の除去： マラケシュ条約の採択（2013年）

- 国際連合は2013年にマラケシュ条約を採択
- **視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が、印刷物を利用する機会を促進するように求める条約**
- マラケシュ条約は2016年に発効し、2023年2月時点で批准国は123
- 国際図書館連盟は各国での条約の履行状況について調査
- 締結国の50%が条約を履行するために新法を制定し、5%は既存の法律を条約に合わせて改正
- 視覚障害者が利用するには印刷物をデジタル化して、点字表示や音声読み上げできるように変換するが、締結国の62%ではこの変換について著作権料の支払いは必要としない

欧州での義務化、欧州アクセシビリティ法の成立

- 欧州では2014年に公共調達に関する指令が発出され、**公共調達に関わる情報アクセシビリティ対応が各国の義務**に
- ウェブサイトやモバイルアプリに特に限定してアクセシビリティ対応を義務付ける指令を2016年に発出
- 2019年に**European Accessibility Act (EAA)** が成立した
- 実態は「欧州指令」だがActと称するのは、罰則に関する強い内容まで含まれ各国の自由度が少ない
 - 加盟国は、この指令に従って採択された国内規定の違反に適用される罰則に関する規則を定めるものとし、それらが確実に実施されるようにするために必要なすべての措置を講じる
 - 罰則には、経済運営者が違反した場合の効果的な是正措置も伴うものとする

欧州アクセシビリティ法の対象

- コンピュータとOS
- ATM・発券機・チェックイン機
- スマートフォン、デジタルテレビ
- 電話サービスと電話機
- 視聴覚メディア
- 航空・バス・鉄道・水上の旅客輸送サービスで利用されるウェブサイト・モバイルアプリ・eチケット等
- 銀行サービス、電子書籍、電子商取引
- 第4条：企業がアクセシビリティ基準に適合する製品とサービスだけを市場に供給することを保証するように加盟国に要求
- **市場は公共調達には限定されない**ので、**欧州に供給されるすべての製品・サービスが対象**
- 製造業者、輸入業者、サービス事業者への義務を規定

欧米の情報アクセシビリティ技術基準

- EAAには情報アクセシビリティ技術基準が添付されている
- たとえば、「製品・サービスが手動での操作モードを提供する場合、手の届く範囲で、限られた力で操作できる操作モードを少なくとも一つ提供しなければならない」など
- プライバシーが守られる操作モードを少なくとも一つ提供、生体認証を代替する手段を提供など
- 米国は、Rehabilitation Act 508条技術基準を国際整合する方向に改正。改正技術基準は2018年に施行
- **改正技術基準はEAAの技術基準とほぼ整合する**

考えていただきたいこと

情報アクセシビリティ対応はイノベーションの源泉

- アレクサンダー・グラハム・ベルは1876年に米国特許商標庁に電話特許を出願
- その後、電話は急速に普及
- **ベルは聾学校の教師で、彼の妻は難聴者だったため、離れた部屋にいる難聴者に音声を伝える技術として、電話を発明**
- 米国ベル研究所で1961年に大型計算機を使った音声合成の実験。1968年制作のSF映画「2001年宇宙の旅」で大型計算機が歌を歌った
- **大阪大学の研究者が1983年にスクリーンリーダを開発**
- 1990年代にはカーナビに音声合成が採用され、2000年代には「初音ミク」が登場

ICPFセミナー「教育のDX」(2023年1月17日開催)

- 東京学芸大学附属小金井小学校鈴木秀樹教諭等の講演より
 - 国語科目で物語を読む際に、紙の教科書を読む、デジタル教科書を読む、音声読み上げで聞く、を子供たちが選択すると1/3ずつにわかる

- 光村図書デジタル教科書のアクセシビリティ設定画面

ふりがな	<input checked="" type="checkbox"/> 字	<input type="checkbox"/> 字じ
ハイライト	<input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり
ハイライト色 読み上げ色	<input checked="" type="checkbox"/> きいろ 黄色	<input type="checkbox"/> きどり 緑
	<input type="checkbox"/> シアン	<input type="checkbox"/> マゼンタ

- デジタル教科書に装備されたアクセシビリティ機能が、子供たちそれぞれにパーソナライズ化された学習方法への転換をもたらした
- その先に教育のイノベーションが待っている
 - 教員が方法を指定するのではなく、子供たちの選択に任せる教育方法
 - 一斉に同じ学習をする旧来の教室風景からの転換

情報アクセシビリティ対応は経済合理的

- 情報アクセシビリティ対応の製品サービスの開発・導入には追加費用が掛かる
- 情報アクセシビリティ対応が進み障害者の就労機会が増えれば、彼らは障害年金の受給者（保護対象の国民）から所得税の納税者（義務を果たす国民）へと立ち位置を変える
- その他にも社会参加が促進され、社会全体としては、追加費用の負担は打ち消されていく
- 情報通信分野では技術進歩と価格低下が急速なので、追加費用の負担は年と共に低減
- この結果、情報アクセシビリティ対応を義務化しても社会にとっては大きな負担とならない
- **欧米に加え他国でも義務化が進んでいるのは、父権主義から共生主義に転換することの社会経済的効果への認識が高まったため**

まとめに代えて：講演の主な主張点

- 国際的に進む転換
 - 父権主義から共生主義へ
 - 医学モデルから社会モデルへ
 - バリアフリー化からユニバーサルデザインへ
- 各国は、情報アクセシビリティの義務化を進め、さらに強化しつつある
- 政府も企業も情報アクセシビリティ義務化に躊躇は不要
 - 情報アクセシビリティ対応はイノベーションの源泉
 - 情報アクセシビリティ対応は経済合理的